

入札・契約制度の改正点について（お知らせ）

平成29年4月1日以降に公告・指名通知する名古屋港管理組合の発注工事及び建設コンサルタント等業務について、次のとおり改正を予定しています。詳細については逐次ホームページや発注する際の公告・指名通知に掲載していきますので、ご確認下さい。

1 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適用条件の変更

《工事》

総合評価落札方式による競争入札の工事を除く予定価格1億5千万円未満の工事は、最低制限価格制度を適用します。また、工種による制限は撤廃します。最低制限価格制度を適用する工事を除く競争入札の工事について、低入札価格調査制度を適用します。

| | 新 | 旧 |
|-----------|---|--|
| 低入札価格調査制度 | 最低制限価格制度を適用する工事を除く競争入札に付す工事 | 最低制限価格制度を適用する工事を除く競争入札に付す工事 |
| 最低制限価格制度 | 予定価格1億5千万円未満の競争入札に付す工事 (総合評価落札方式は除く) | 以下の工事を除く予定価格2億円未満の競争入札に付す工事 工作物解体工事（土木工事） 工作物解体工事（建築工事） 土木工作物塗装工事 機械設備工事 電気設備工事（一般） 電気通信工事 造船工事 |

※総合評価落札方式の場合は、低入札価格調査制度を適用する。

《建設コンサルタント等業務》

| | 新 | 旧 |
|-----------|----------------------------------|--------------------------------|
| 低入札価格調査制度 | 予定価格1千5百万円以上の競争入札に付す建設コンサルタント等業務 | 予定価格1千万円以上の競争入札に付す建設コンサルタント等業務 |
| 最低制限価格制度 | 予定価格1千5百万円未満の競争入札に付す建設コンサルタント等業務 | 予定価格1千万円未満の競争入札に付す建設コンサルタント等業務 |
| 適用除外 | 積算体系が特異で、基準価格又は最低制限価格の算定が困難な場合 | 予定価格の算出に歩掛が見積もりによる場合 |

2 「価格据置型」総合評価落札方式の導入について

入札価格が一定の価格（据置価格）を下回る場合は、評価値の算出式において入札価格を据置価格に置き換えて評価値を算出します。据置価格は名古屋港管理組合低入札実施要領に定められた基準価格です。据置価格（基準価格）を下回る入札をしたものが、低入札価格調査を経て落札者となった場合は、入札価格が契約金額となります。

評価の方法

評価点 = 標準点※¹ (100点) + 加算点※²

総合評価値 = (評価点 / 入札価格) × 10,000,000 ①

ただし、入札価格が名古屋港管理組合低入札実施要領により定められた基準価格を下回る場合は、①式を適用せず、入札価格にかえて据置価格を代入した次の②式で計算します。

総合評価値 = (評価点 / 据置価格) × 10,000,000 ②

②式における据置価格は、基準価格と同じです。

※1 標準点：入札参加資格を有している者に付与する点 (100点)

※2 加算点：評価項目に対する提出資料を評価した点

3 入札参加資格要件の緩和について

1) 実績を認める期間

施工実績を認める期間について、現在は過去10年としていますが、これを拡大し、過去15年とします。(総合評価の加点実績は従来通り過去10年です。)

2) 指名停止及び排除措置の扱い

指名停止・排除措置の扱いについて、現在は「公告の日から落札決定までの間に(指名停止)(排除措置)を受けていないこと」となっていますが、これを「参加申込書の提出日から落札決定までの間に(指名停止)(排除措置)を受けていないこと」とし、参加申込の時点で指名停止となっていなければ入札に参加できるようにします。

4 総合評価落札方式の評価項目について

総合評価項目に、以下の項目を追加・変更します。

配置予定技術者の能力

- ・土木工事（**PC、鋼構造物、塗装、設備系工事**）及び**建築関係工事**においてもCPD実績を評価します。
- ・土木関係工事（**PC、鋼構造物、塗装、設備系工事は除外**）・**広域型**のCPD実績の配点を変更します。

地域精通度・地域貢献度

(愛知県内での施工実績)

- ・土木工事・**地域型**でも愛知県内での施工実績を評価します。
- ・建築関係工事・**地域型**の愛知県内での施工実績の配点を減らします。

(災害協定等の締結の有無)

- ・土木工事（**PC、鋼構造物、塗装、設備系工事**）において本組合との協定等の締結の有無を評価します。
- ・**建築関係工事**において応急修理等の締結評価対象団体を現在の4団体（愛知県、愛知県住宅供給公社、名古屋市、名古屋市住宅供給公社）に本組合を加え、5団体とします。

5 社会保険等未加入建設業者（加入義務のない者は除く。）との一次下請契約を禁止します。（工事）

6 上記1～5に基づき、各種要領等の改正を予定しています。

- ・名古屋港管理組合発注工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン
 - ・名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領
 - ・名古屋港管理組合建設工事等入札参加者心得書
 - ・工事請負契約約款
- など